

桶川市有料広告枠設置取扱要綱

(平成22年2月15日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用することにより財源を確保し、もって、行政サービスの向上を図ることを目的とした有料広告枠（以下「広告枠」という。）の設置及びその取扱いに関し、必要な事項を定める。

(広告枠の種類)

第2条 広告枠として、次の各号を設置する。

- (1) 広報中紙面有料広告枠
- (2) 広報裏表紙有料広告枠
- (3) ホームページ有料広告枠
- (4) ごみ収集日程表有料広告

(広告枠に掲載できる広告の要件)

第3条 広告枠に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (6) あたかも市が推奨している若しくは関係があるかのように誤解を与えるも又はそのおそれがあるもの
- (7) その他公益上支障があると認められるもの

(広告の募集)

第4条 第2条各号に規定する広告枠の規格、広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）の要件、申込手続、広告掲載料、その他必要な事項は、その広告枠の種類ごとに別に定める。

（広告主の責任等）

第5条 広告主は、掲載する広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関する広告版下原稿等の作成に要する経費は、広告主が負担する。

（広告掲載の修正措置等）

第6条 広告内容が、この要綱及び広告枠の種類ごとに定める規定に抵触し、又は抵触するおそれがあると認められたときは、広告内容の修正を促すことができる。

2 広告主が、この要綱及び広告枠の種類ごとに定める規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により掲載を認められたときは、その掲載の決定を取り消すことができる。

3 広告主が、広告掲載中にこの要綱及び広告枠の種類ごとに定める規定に適合しなくなった事由が生じたときは、以降の掲載の決定を取り消すことができる。

4 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成28年8月17日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 2 1 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。